

令和5年度 第2回 福生市子ども・子育て審議会 会議録

日時：令和5年10月16日(月)午後2時から

場所：もくせい会館3階301会議室

1 開会

【事務局】定刻となりましたので、始めさせていただきます。皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、「令和5年度 第2回 福生市子ども・子育て審議会」を開会いたします。私は、本審議会の事務局長を仰せつかっております、子ども家庭部長の吉野でございます。次第の前半までは、私が進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、令和5年10月1日付で子ども家庭部に人事異動がございましたので紹介をさせていただきます。

(異動者の紹介)

以上、よろしくお願いいたします。

また、今回の審議会より、今年度を実施する「子ども・子育て支援業計画策定基礎調査」の委託事業者でありますところの株式会社名豊より、糸魚川様にご出席いただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、配布資料の確認をいたします。皆様に事前にお配りしておりますものは、本日の会議の【次第】、【資料1】から【資料7】でございます。各資料はお手元にありますでしょうか。不足等がありましたら事務局までお知らせください。

次に、発言に関する御案内でございますが、御発言の際には挙手をお願いいたします。事務局よりマイクをお渡ししに参りますので、マイクを使用していただき、ご発言ください。

続きまして、欠席委員の報告をいたします。

(欠席委員報告)

それでは、本日の会議はお手元の次第に沿いまして進めて参ります。会議の終了時刻は午後4時を目途にさせていただきますと存じます。以上、事務局の挨拶、御案内とさせていただきます。

2 会長挨拶

【事務局】続きまして、【次第2】佐々会長よりご挨拶をお願いいたします。

【会長】先ほどまで、今日の会議の進行をどうするかという事前の打ち合わせをしておりまして、その中で、また後で説明があるかと思いますが、委員の皆さんに児童福祉法の改正について事前に伝わっていなかったことで、今日の進行が変わるのではないかという話をいたしました。お手元に事前に送られてきた資料がございますが、見ていただいたうえでそれなりにお考えを持ちながらご参集いただいたのではないかと感じております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】ありがとうございました。それでは、これより、【次第3】議題に入らせていただきます。以降の議事進行につきましては、佐々会長をお願いいたします。

3 議題

(1) 令和5年度第1回福生市子ども・子育て審議会会議録について

【会 長】 それでは、本日の議題に入らせていただきます。はじめに、議題（１）令和５年度 第１回 福生市子ども・子育て審議会 会議録について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 議題（１）について御説明申し上げます。【資料１】をお願いいたします。こちらは、前回、令和５年７月２１日に行われました子ども・子育て審議会の会議録となります。お名前を伏せた形で、市のホームページに公開する予定でございます。こちらの会議録を御確認いただきまして、御意見等がございましたら、１０月３１日（火）までに、事務局まで御連絡いただければと存じます。頂いた御意見に基づき会議録を修正後、ホームページに公開いたします。よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

【会 長】 ありがとうございます。それではお気づきのところがありましたら、皆さんよろしくお願いいたします。

（２）子ども・子育て支援に関する調査について

【会 長】 続きまして、議題（２）子ども・子育て支援に関する調査について株式会社名豊より説明をお願いします。

【事業者】 株式会社名豊の糸魚川と申します。本日はよろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。お手元の資料２から資料７ということで、かなり資料が多くなっておりますが、説明をさせていただきます。今回の福生市子ども子育て支援に関するアンケート調査の概要について取りまとめをしておりますので、資料２から説明をさせていただきます。

まずは調査設計という事で、調査内容が大きく２つに分れております。まず１つ目が、子ども・子育て支援事業計画策定を見据えた子ども・子育て支援に関するアンケート調査という事で、本日の資料３から資料７までのものがこちらの①となっております。

こちらにつきましては、第３期子ども・子育て支援事業計画となりますので第１期計画と第２期計画を引き継ぎながら今回の調査を実施するという形で調査業の準備をさせていただいております。そして、②は子ども基本法に基づく市町村子ども計画の策定や少子化対策を見据えた子ども・若者調査という事で、本日の資料としては準備をしておりますが、※で入れておりますように、具体的な内容については、１１月開催の審議会で協議をする予定となっております。こちらの理由としては、こども大綱が国より中間整理として出されておりますものの、本体がまだ示されておきませんので、そちらの大綱を見据えた調査となりますので本日の段階では資料として提示をしてはおりません。

そして、①と②の調査対象につきましては、①が令和５年１０月１日現在で福生市在住の未就学児童（小学生及び中学生の子ども）が属する世帯に対してで、具体的には配布数に入っておりますが、一つ目は就学前児童（０歳から６歳）の保護者に対する調査で資料３が該当します。①-２は、小学生の１年生から６年生の保護者に対する調査で資料４になります。および本人という事で資料５に該当します。①-３は中学生の保護者という事で、資料６となります。および本人というところが資料７になります。

そして、調査対象の②という事で、本日は示してませんが、こちらにつきましては福生市在住の小学生、中学生及び高校生を対象にしました調査で、子ども本人という調査になります。こちらは非常に複雑になっておりますが、①として資料５と資料７が、子ども本人用で小学生本

人用と中学生本人用という形になっております。こちらが②の小学生本人用と中学生本人用にかぶってくるのではないかという事が見受けられるのですが、福生市様はこれまでの子ども・子育て支援事業計画の第2期計画では、保護者のニーズだけではなくて子どもの声を聴いて子ども・子育て支援事業計画を作って行こうという事で、国から示された必須項目以外の調査対象で調査を実施しておりますので、これらの関係で小学生本人と中学生本人というのが①の調査内容に入っているという事で説明をさせていただきたいと思います。

そして、裏面には調査方法として、①につきましてはすべて郵送配布、郵送回収方式で実施をして行くことが記載されており、②につきましては、今後、小学生及び中学生、高校生についてWEBなどを使いながら調査を実施するという形で検討をして行く予定となっております。

それでは、具体的に調査内容について説明をさせていただきたいと思います。

まず資料3をご覧ください。こちらは先ほども説明いたしました就学前児童（0歳から6歳まで）の保護者宛に調査を実施したものになっております。こちらは設問がかなり多くなっておりますが、国の必須調査項目なども含まれており、さらには福生市独自の調査項目等がありますので、こちらがわかるような形で説明をさせていただきたいと思います。

まずは前段について、1ページ目の問1から17ページの上段に当たる問32までになります。こちらが国の調査項目になっております。この国の調査項目といわれる部分が、教育・保育の施設のニーズを求める部分で、さらには地域子ども・子育て支援事業ということで、例えば、延長一時預かりやショートステイというような子育て支援サービスのそれぞれのニーズを求めるものになっております。その前提として、ご家族の父親や母親の就労状況がどのようになっているのかというところで、家庭を類型化させていただきますので、それらが基本属性という形で設問としては設計されています。

1ページ目につきましては、基本属性として住まいの地域であったり、さらにはお子さんの年齢、さらには子育て環境、養育環境を聞いている形になります。今回の調査結果につきましては、一歳ごとに集計をかけながら一歳ごとのニーズを把握して行くということになりますので、お子様の年齢等を詳しく聞いている設問となります。

その他に子育て環境という事で、養育環境や保護者の状況であったり、さらには親族等の状況を丁寧に聞くような形でどのような養育環境の中で、保育ニーズを求めているのかも聞けるような設問とし、2ページ目の問12まで聞いている形になります。

そして13ページ目が、先ほど過程を類型化するという説明をさせていただきましたが、まずは問13が母親の就労状況で、具体的には1週間のうち一日当たりどれだけの時間を働いているのか、さらには家を出る時間、帰宅する時間という形で詳しく聞いています。併せて、下段では父親の就労状況を聞いています。これについては問15まで尋ねており、これらから、例えば母親の就労状況や父親の就労状況、さらにはパートタイムであったり、さらには無職であったりというように家庭を類型化するという形で組み合わせをアンケート結果から集計する形となっております。

それでは、具体的には4ページ目の一番下のところ、宛名のお子さんの「平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について」という事で、ここからがニーズ調査といわれる設問が準備されております。

まず、問16では「あなたのお子さんは現在、幼稚園や保育所などの定期的な教育保育の事業を利用されていますか」という事で、利用している場合は次の設問でどのような事業を、さらに次の設問ではどれだけの事業量を利用しているのかを聞いております。さらには定期的な教育

保育の事業を利用されている理由、利用していない理由なども聞くような形となっております。こちらの問 16 は、今現在の利用状況という形で聞く設問になっておりますが、次の 6 ページ目をめくっていただくと問 17、問 18、問 18-1 では、今現在利用している人も利用されていない人も合わせて、今後どのような事業を利用したいのかを聞く設問になっております。問 18 までは定期的な教育保育事業になりますので、続いて、問 19 以降が地域の子育て支援事業の利用状況という形で聞いております。

まず、問 19 では、地域子育て支援拠点事業という事で、親子の方が集まったりする施設を聞いております。その他には問 12 では、具体的な事業名を挙げながら認知度とさらには今後利用したい希望などをそれぞれの項目に対して聞く設問という形で準備がされております。

次の 8 ページ目の問 22 からは土日の定期的な教育保育事業の利用希望、さらには 9 ページ目につきましては、病時保育と病時病後時保育の利用希望を聞く設問が準備されております。

そして 11 番では、宿泊を伴う一時預かりなどの事業という事で、ショートステイであったり、トワイライトステイの利用希望を聞く設問が準備されております。

そして 12 ページ目の問 28 では、こちらのアンケート種類が 0 歳から 6 歳の未就学児童という形になりますので、来年に小学生に上げられる方も回答されますので、その方には問 28 で小学校就学後の放課後の過ごし方について聞いて行くという事で、「ふっさっ子の広場」や学童クラブのニーズを聞く設問という形で準備されております。具体的にどれだけの利用をしたいのか、さらには何年生まで利用したいのか、こういったところがそれぞれのアンケート設問で準備されております。

続きまして、14 ページ目では育児休業、短時間勤務制度など、いわゆる「職場の両立支援制度」についてお伺いします。現状や、さらにはどれだけ利用したいのか、さらには育児休業明けに何歳で保育サービスを利用したいのかなどのような事を聞く設問が準備されております。

それでは、17 ページ目になります。ここからが福生市独自の設問という事で、これまで第 1 期計画と第 2 期計画で聞いている設問、さらには新たに今回設計している設問という事で設計しております。この問いの 33 番あたりにつきましては、これまで経年的に取っている設問になりますので、「あなたは子育てを楽しんでいることが多いと思いますか」という割合につきましては 5 年間の変化が視られるような形で把握できます。

その他に次の 18 ページ目で、子育てに関しての不安や負担感などの内容を聞く形になりますので、今後計画策定を聞いていく中では、親御さんの不安感や負担感などを聞く設問に設計されております。

そして少し毛色の違うものとしては、19 ページ目の問 38、問 39、問 40、問 41 ですが、こちらについては子どもの貧困対策と言われております経済的な収入状況から、家庭の養育環境を掴みながらクロスをかけることによって、保護者のニーズであったり、さらには後ほど説明しますが子ども調査との紐づけ調査も今回は行っておりますので子どもの養育環境にどのような影響が出ているのかということについても、問 38 以降の設問でクロスをして行くようになっております。こちらの就労経済状況につきましては、20 ページ目の問 42 で、物的な所有状況であったり、さらには問 43 と問 44 では、進学状況における親の意向を聞くような設問が設計されております。

その他に、21 ページ目では、ヤングケアラーに対する言葉の認知度であったり、さらには周囲にヤングケアラーの方がおみえになった場合にどのように対応して行くのか。このようにヤングケアラーの視点から見た新たな新規設問の準備をさせてもらっています。

そして次の 22 ページ目につきましては、子どもの権利として、今回は先ほど説明させていただきましたが、「こども基本法」では、子どもの権利が着眼されており、子どもの権利についてどのように認知しているのか、どのような事を大切に行きたいのかについても、保護者調査の方で聞く設問として準備をさせていただいております。

続きまして、資料 4 ですが、こちらの対象は小学生の 1 年生から 6 年生の保護者になります。こちら先ほどと同様に国の調査として、さらには、福生市独自の調査項目として組まれております。国調査につきましては、基本的には、就学前と同じような構成で作られておりますので、「就学前の定期的な教育・保育事業」が削除される形になります。メインは、子どもの放課後の居場所であったり、さらには、地域子育て支援事業がメインになる設問になります。

その他に市独自の設問につきましては、就学前同様に子育ての不安感や負担感を聞く設問となっておりますので、こちらの設問につきましては、詳細を省かせていただきます。

そして、資料 5 ですが、こちらは小学生本人調査になります。大きくは問 1 から問 6 までは普段の生活や家庭や学校での生活状況を聞いておりますので、先ほどの保護者の養育環境によってどのような違いが出ているのか、学年によつての違いであるとか、そのようなところを把握できる設問として聞いております。

その他に 2 ページ目では、ヤングケアラーの関係の設問も併せて聞いておりますので、現在お世話をしている状況であったり、それがどれだけの頻度や内容で行っているのか、という事が聞けるような設問の準備をさせてもらっています。

そして 3 ページ目では、問 8、問 9、問 10、問 11 につきましては、自己肯定感を含めてあなた自身と子ども自身が自分の事をどう思っているのか。さらには悩んでいる事や不安な事を聞く設問を準備しておりますので、子どもたちの意見表明という視点からも子どもたちの生の声を聞けるような設問として、準備をしております。

その他に、4 ページ目の黒丸に入れておりますが、こちらは先ほどの保護者と同様に進学に対しての希望を聞いておりますので、保護者調査との乖離状況というところの紐づけ調査ができますので、分析を行っていけるところではないかと思えます。

続きまして、資料 6 の中学生調査ですが、こちらにつきましては、国の必須調査ではございませんが、福生市様につきましては、第 1 期計画から就学前の調査そして小学生の保護者調査そして併せて中学生の保護者調査を独自で実施してきておりますので、こちらの内容は保護者の調査で、子どもたちの放課後の過ごし方をメインで聞く設問と、併せて子育ての不安感だとか負担感を聞く設問を小学生とほぼ同様の形で中学生の保護者調査として設問の準備をしております。

資料 7 になります。こちらが中学生の本人用調査になります。こちらの内容につきましては、小学生の本人用の資料 5 と、基本的には同じ構成で調査を実施しております。こちらの調査も同様に保護者の紐づけ調査ができますので、保護者の養育環境と併せて子どもたちの状況を分析できるようになっております。こちらの資料 7 につきましても、基本的には学校や家庭での生活状況と、そして子どもたち本人の意識を聞く設問として準備をさせていただいております。

これで一通りの説明を終わります。先ほども説明させていただきましたこの調査票とは別に、小学生と中学生そして高校生に対して今回の子ども基本法に基づく子ども・若者調査という事で、学校を通じて調査を実施するという事で次回の審議会では調査項目等の提示をさせていただきたいと思えます。一旦、本日の説明としては終わらせていただきます。以上になります。

【 会 長 】 ありがとうございます。何かご質問がございましたらお願いします。丁寧にご説明いただき

ましたが、前に出てきた資料の解説をしていただきながら、今回の調査がどのような位置付けなのかということであったのかと思います。素朴な疑問でもよろしいので、もし何かございましたら質問していただければと思います。いかがでしょうか。

資料が配布されて、どう読むのかとか、どのようにそれらの項目が位置づくのかということについては、なかなかすぐにはわかり兼ねるところだったのかと思うのですが、お話をいただいたことで、今後どのようになって行くのかということが繋がったのではないかと思います。では、次に移ってよろしいでしょうか。

(3) その他

【会 長】では、続きまして議題(3)その他について、何かございましたら、よろしくお願いいたします。

【事務局】事務局から連絡事項が2点ございます。まずは1点目、今後の予定についてご説明させていただきます。次回の令和5年度第3回の審議会につきましては、令和5年11月9日(木)の開催を予定しております。第3回では、本日審議をいただきました子ども・子育てに関するアンケート調査につきまして、最終確認という事で、ご説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。また、近日中に改めて開催通知を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第30回福生市青少年の意見発表大会のご案内でございます。こちらは、中学生・高校生が日頃感じていることなどを自由に発表することにより、青少年の自立心を育てるとともに、大人が青少年の意識や行動に対する理解を深めるために開催しております。実施場所及び日時につきましては、福生市民会館小ホールにて、令和5年11月3日(文化の日)午後2時開会となっております。ご多用の折、誠に恐縮ではございますが、もしご都合がございましたらご来場いただけますと幸いです。

【会 長】ありがとうございます。その他にご質問などございますか。

【委 員】アンケート調査の中身というより、調査の全体的なことに関する質問です。今回、資料としていただいている中で配布数に関する記載がありますが、全体数を把握したいのですけれども、就学児童数は全体で何人いるのか。配布数は、全体の何割程度にあたるのかをお伺いしたいのです。また、小学生や中学生の数も併せてお伺いしたいです。

【事務局】申し訳ありません。子どもの人数につきましては、手元に資料がございませんので、申し訳ありませんが、後ほど確認させていただいて、ご説明させていただきたいと思っております。

【委 員】要するにこれは全数調査ではなく、標本調査ということでしょうか。

【会 長】後でお知らせいただくというのは、資料として出していただけるということではよろしいですか。

【事務局】全数調査ではなく、各年齢から対象者を無作為に抽出いたします。市内の子どもの人数につきましては、次回の審査会にて皆さんに資料でお示しできればと思いますのでよろしくお願いいたします。

【会長】わかりました。それでよろしくお願いいたします。

【事務局】話が戻ってしまうのですが、今回のアンケートに関しましては、子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査として実施させていただくのですが、支援計画の第3期の策定にあたりまして法改正などがありまして、そのあたりの説明が足りないところがありますので、補足で説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【事業者】アンケート調査で、これまでも国から調査を実施するときには、「量の見込み」を出すための手引きが出て来ておりまして、9月末にも今回の第3期計画の手引きが初版として国から出てきました。大きなところでは、「令和4年の児童福祉法の改正での動きを踏まえた調査をするように」ということが記載されていました。先ほども説明をさせていただきましたが、国が示している必須調査項目がありますので、基本的には福生市は国の必須調査項目については第1期計画から引き継いで調査を実施しておりますが、国から1点修正がかかったところがあります。その部分としては、就学前調査の資料3の11ページ目になります。ここでの設問は、「宿泊を伴う一時預かり等の利用について」聞くという設問となり、まず問25で、「あなたのお子さんについては、日中の定期的な教育保育病気のため以外に不定期に利用している事業はありますか」、例えば選択肢として4番にショートステイなどが入っているわけですが、これについては、さらに問26で「このような施設を利用したいのかどうか」というような設問が新しく入ってきております。これまでの設問としては、ニーズという形で聞くものではなかったわけですが、児童福祉法の改正の関係で虐待やレスパイトなどの理由で、親御さんのニーズが聞き届けられるようなサービスを設けて受け皿にしたいということから、このようなニーズを聞く設問が新しく加わって来ております。法改正からの設問変更という事で説明させていただきました。

【会長】ありがとうございました。児童福祉法の改正についてたびたび話されているのですが、私たちは児童福祉法の改正がいつどのようにあったのかということがわからないのですが、そのことについてご説明いただけますか。

【事務局】児童福祉法の改正が令和4年度にございまして、主だったこととして、「子ども家庭センター」を設置や、「子育て世帯の訪問支援事業」の実施や「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」などが新しく創設されているということになります。それに伴って、先ほど説明にあったような量の調査などを実施するよう示されています。具体的にはどのような事業なのかということですが、細かい資料が9月に示されていますが、本日はご用意ができていませんので、そのあたりを整理しながら説明して行きたいと思っています。

主なものとしては、令和6年の4月から「こども家庭センター」を設置しなさいということと、

「子育て世帯の訪問支援事業」が開始されますので要支援児童や要保護児童の保護者を対象に訪問を行ったり、援助の実施であったり、「児童育成支援拠点」として「学校や家以外の子どもの居場所を作りなさい」と示されました。養育環境の課題を抱える学齢期の児童を対象として「居場所となるような拠点」を開設しなさいという事が示されていますが、すぐに来年から実施しなさいというのではなく、改正があったためにそれを盛り込みなさいという趣旨の内容になっております。

今年はいよいよニーズ調査を実施しますが、翌年には「こども大綱」が示されます。今は素案に対してパブリックコメントという市民の意見を出してもらうことを国が求めているところですので、その大綱ができますと「大綱を基に各都道府県と市町村が計画を作りなさい」というような段取りになっています。つまり、今は前段階で、「子ども・子育て支援事業計画」についてどれぐらいの人たちのニーズがあるのかというような基礎調査的なものになり、ここでご審議をいただいているのはその内容になります。これがニーズ調査であって、その次の年には「こども計画」について、大綱に基づいて児童福祉法の改正を新しく盛り込まなければいけないものや、我々がこれまでやってきて足りないものですか、今後5年間でどのようなことをやっていかなければいけないのかということを主とした計画を作っていきます。

そもそも、これをなぜやるのかという説明の部分が足らなかったのかと思いますので、その中に児童福祉法の改正が関わって来ていて、それに基づいてアンケートの内容が少し変わったり、ニーズ調査の項目が変わってきたり、先ほど説明していただいたのですが、わかりにくかったかもしれませんが、もう少しわかりやすく簡単な資料の準備をさせていただきます。

様々な児童福祉法の改正で、センターを設置したり、福祉的な要素が色濃く出てきた改正であると思っておりますが、そういった中で、我々がやらなければいけないということは精査して行かなければならないと思っておりますので、今回ご説明したような形で進めさせていただいているところでございます。

【 会 長 】児童福祉法というものがどういうものであるのかということについて、すべての委員の方が「ああ、あのことか」というようにわかるように、内容をしっかりとわからないといけません。児童福祉法があるということについては委員の皆さんも知っておられると思うのですが、改正は何回か繰り返していますが、最新の改正がこの間あったということですか。

【 事務局 】はい、そうです。

【 会 長 】改正があったということが、先ほどのセンターを造ることや訪問事業に連動するとなると、今日の会議以前にそのようなことがあったということを私たちは情報として知らされていませんでしたし、いつそのような改正があったのか、また、そのことと連動してどのようなことと繋がっていくのかということについては、情報として伝えていただきたかったと思います。

アンケート調査に関しては、今までのことと併せて、名豊さんが丁寧に説明してくださったので、そういう位置付けなのだと了解をしましたが、そもそも国がどのような事情から改正したのか、法的なものについてはわかっていないので、どのような形で連動して行くのかという事が把握しにくいと思います。

最初の児童福祉法が公布されて、改正が何回か重ねられてという事ですが、最新の改正が最近あり、その内容が今回のアンケート調査や新しく計画を立てるにあたってどのような意味合い

を持ってくるのかということについての解説というのか、ガイドンスというのか、そのようなものを言っていただけると、委員の皆様方も私もありがたいのですが、それは可能ですか。

【事務局】具体的な位置づけとしては、児童福祉法の改正があつて、それに対してこういった事業をやりなさい、市町村はこういった事をやりなさいというものが示され、それに対してどのぐらいの業務量が必要なのかということニーズとして調べて、それをいつから市町村が実施するかということ子ども計画に盛り込むという流れになります。

【会長】私は大学の教員をしていましたので、児童福祉法がいつ施行され、その改正が時々があり、何年度にこういう改正があつたという場合に、それに関連する福祉関係のものがどのよう変わったのかがわかります。学生たちが資格を取る時にも、改正により様々なことが関係するために、児童福祉法の改正箇所をしっかりと読み込んで、どこがどのように変わったのか、それに対して我々はどうしたら良いのか、何かを考えなければいけないのか、どうすればいいのだろうということなどを考えなくてはならなかったと思います。

今回、なぜ改正に至ったのか、その改正内容について教えていただかないと何とも言いようがありませんので、そのあたりを説明していただきたいと思います。

【事務局】児童福祉法の改正がなぜ起こったのかということにつきましては、児童虐待などの相談件数が非常に増えてきておりまして、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化して来たという状況があり、それに対して子育て世帯に対する包括的支援のための体制強化を行うことが今回の児童福祉法改正の趣旨です。それに伴って「子ども包括支援センターと支援センターとの機能を併せ持つセンターの設置をしなさい」ですとか、「訪問に係る家事援助をしなさい」ですとか、目的としては「包括的支援の体制の強化」で、それに対する支援体制をそれぞれ構築して行きなさいということで今回の改正なつたというように私は認識しています。

【会長】その改正された内容についての資料は、私たちにも開示されますか。もちろん、国のホームページを見れば、児童福祉法改正令の公布についての記述が出てくるとは思うのですが、改正されたことによる今回のアンケートやこれからの施策を作るにあたって何がどのように関連するのか、どのように繋がるのかが読み取れないのではないかと思いますの質問です。そのところを少し説明していただければ、今、手元に私たちは情報を持っていませんし、センターを開所しましょうということも以前には聞いていなかったような気がします。そのあたりがわかるとありがたいです。

先ほど、名豊さんから質問項目や保護者の方、中学生や小学生に対して書いてもらうことについての説明は受けたのですが、その調査が計画にどう繋がっていくか、関連性が説明不足のように聞こえました。

【委員】私は市民の代表でこの審議会に来ているので、教育の現場の基礎的な知識がない状態でこの場にいるのですが、会長がそのあたりの繋がりがわからないと審議しにくいのではないかと思います。恐らく、法改正については、第2期福生市子ども・子育て支援事業計画に書いてくださっています。これを読むと、私のような素人でもなるほどと思っていますので、これは皆様が疑問に思った際の参考にされると良いのかなと思

います。

【 会 長 】 児童福祉法が改正されたのは、最近ではないということですか。

【 事務局 】 この冊子には前回の国の動きが記載されており、児童福祉法は直近で改正されていますから、この冊子には載っていないです。

【 会 長 】 最近改正された法令がどういうものなのかということについて、情報として得ていなかったものですから、それでお伺いしたわけです。

【 事業者 】 補足ではございますが、先ほどの児童福祉法の改正の施行期日は令和 6 年 4 月 1 日の公布ですが、実際には、令和 4 年に行われているという形になります。改正の趣旨は先ほど事務局からも説明があったとおりですが、補足としましては、児童福祉法の改正で「子育て世帯に対する包括的支援の体制強化」が謳われておりまして、それが具体的には、「地域子ども・子育て支援事業」においては「訪問型支援」と「通所型支援」と「短期入所型支援」の充実を図って行くということが言われております。

既存事業を拡充する事業が、「子育て短期支援事業」、「一時預かり事業」です。さらに、新設をする事業としては「子育て世代訪問支援事業」（こんにちは赤ちゃん事業に続けて訪問支援をして行く事業）であったり、さらには「児童育成支援拠点事業」（学校や家以外の子どもの居場所を支援して行く事業）、さらには、「親子関係形成支援事業」（ペアトレーニングなど親子関係を形成して行く事業）が新設事業と言われております。

先ほどの国の手引きでも、新設事業についてはアンケート調査でニーズ量を把握するだけではないと言われておりますので、拡充事業については、これまでと同様のアンケートを取り、どれだけのニーズが大きくなってきているのかを把握しながら、新設事業については所管課の行っている事業の中で、対象となる方がどれだけ増えてきているのかということについて、状況に応じて計画策定の中で議論をして行くという形になるのではないかと思います。

【 会 長 】 ありがとうございます。

【 事務局 】 いずれにしても資料では説明しておりませんでしたので、今お話ししたような児童福祉法の改正については資料にまとめてお示しをさせていただきたいと思います。本日はご用意できずに大変に申し訳ございませんでした。必ずご用意して説明できるようにいたします。

【 会 長 】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。他に質問はございますか。

【 委 員 】 もしかしたら、説明があったかもしれませんが、東京都で月額 5000 円の「018 サポート」を実施していると思いますが、「018 サポート」が申請式ですが、小学校や中学校で、必要な方は申請してくださいと案内があったのでしょうか。

【 事務局 】 「018 サポート」は子ども育成課で担当しております。担当といいましても、市では一切かわっていない事業でして、東京都が通知を各家庭に送るということで対応しております。小学

校や中学校でも一部お伝えしたことがあるかもしれませんが、基本的には東京都が各家庭に通知を送るようになっていきます。ただ、ニュースにもなっていて、17万通だったと思いますが、東京都在住でない人にも間違えて送ってしまった、大きな不具合が東京都によって発生しましたので、実は今は送付をストップしている状態です。やっと送れる状態になったそうで、10月27日までは皆さんのお手元に通知が届くようにということで、東京都も急いで送付をしているところのようですが、学校経由しての案内ということはなかなか難しいと思うので、各ご家庭に通知が届くということでご理解をいただければと思います。

【 委 員 】それで周知徹底ができるのかということですが、アンケートの中で貧困についてどうにかしたいというところが見られるのですが、私などは今の話を聞くまでは、「018 サポート」は勝手に児童手当の中に増額されるものだと思っていました。ニュースの見出しだけを見た時に、そのように勘違いされている方も結構いらっしゃるのではないかと思いました。案内が届けばいいのですが、転居をしているために別の所に送られていたとか、知らない方もいらっしゃるということを考えるのであれば、「018 サポート」自体は申請式なのでサポートを受けなくていいので、福生市のアンケートの中に「知っているのか知らないのか、受け入れるけど受けたくないのか」ということを書くことによって、より周知性が高まるのかと思います。もしかしたら本当に必要なところに届かないというのは、不幸なことではないかと思ったので、事情が良くわからない中で質問させていただきました。

【 事務局 】市としても、広報に出たとしてもなかなか見てくださる方も少ないと思うのですが、昨日か一昨日ぐらいに、福生市民の市役所職員でお子さんがいらっしゃる職員にある程度聞いたのですが、今の時点ではどこにも通知が届いていないという状態でした。東京都に確認したところ、案内は送り始めていて、昭島や羽村などには少しずつ送られているという状況です。通知が行けば、皆さん安心されると思います。その通知の中にパンフレットが入っていて、パンフレットを見るとわかるのですが、12月何日という締め切りはありますけれども、その後も随時受け付けて、きちんとお金が支給されますという説明があります。通知が届いて、それでもなかなか周知が進まないということであれば、東京都にしっかりとそのあたりを伝えていきながら、市としても最大限できることをやっていきたいと思っています。

【 委 員 】わかりました。ありがとうございます。

【 会 長 】その他に何かございますか。

【 委 員 】アンケートに戻るのですが、今回、いただいた資料を読んでもよくわかりませんでした。実際に説明をしていただいて、なるほどそういうことだったのかと腑に落ちたわけですが、「こども大綱」が年末に策定されるというニュースを観ました。11月の頭の審議会では、子どもに向けたアンケートの内容を審議するという事を先ほどおっしゃっていたのですが、それは名豊さんで作られたアンケートの内容を審議するということですか。

【 事務局 】11月につきましては、今のお話にございましたとおり、現状では「こども大綱」については年末頃に出されるという言い方をしておりまして、国でようやく考え方のようなものが示され

たばかりですので、正直、中身があまり無いような状況でございます。そのため、一旦、名豊側で作ったものを11月にお示しをさせていただいて、内容についてご確認をいただくというような形で考えております。

【 委 員 】 そのアンケートの対象は、小学生、中学生、高校生までですか。ただ、「こども基本法」の説明を見ると、年齢で区切るわけではなくて「子ども」とされる人たちの意見を取り入れると書いてあるのですけれども、具体的に言うと障害である方であるとか、そういう方々の親御さんへのアンケートというのは盛り込まれるのでしょうか。

【 事務局 】 現状としては、今おっしゃられたとおりに、当然、「こども基本法」の理念からいくと年齢を区切らない条例となっておりまして、前回の審議会でもそのようなお話があったかと思うのですが、いわゆるいろいろな課題を抱えているお子さんであったり、年齢はある程度高くても保護されている方であるとか、そのあたりの方に対してアプローチをどのようにしていくのかについては、令和6年度に「こども大綱」が国で示されて、それに基づいた福生市としての「こども計画」をどうしていくのか。そういった意味で必要であれば、正直、有効な聞き方がまだ市としても正直なところ手探り状態というところもありますので、そのあたりをまた審議会の皆様にご相談を差し上げながら、どういう形の意見の取り方をするのか、限られた期限ではあるのですがそこでまた調整させていただきたいと現状では考えております。

【 委 員 】 ありがとうございます。

【 会 長 】 もう一度確認させてください。次回の11月には、どのような事をするのかについて説明していただけますか。

【 事務局 】 次回につきましては、本日ご確認をいただいているアンケートについては色々なご意見もございましたので、それらを加味させていただいてお示しをさせていただき、そこで最終確認をしていただくということになります。それと、改正上の取り巻く状況についても、改めて資料を準備し、ご説明をさせていただきたいと思います。そのようなところを考えております。以上です。

【 会 長 】 ありがとうございます。今後も何回か審議を重ねるのでしょうか。

【 事務局 】 アンケートにつきましては、11月の審議会ですら一旦確定をさせていただければと思っております。アンケートはアンケートで集計をさせていただいて、次回の審議会はおそらく2月頃にはなるかと思っておりますけれども、その頃にはアンケートの集計結果をお示しできると思います。集計結果の報告と、その頃には先ほどの国の動きも今より大分見えてくると思いますので、それを兼ねた形で福生市としては今後の施策をどうして行くのか、こども計画がその時点でお示しできるのかは別として、第3期の子ども・子育て支援事業計画の骨子の部分とこども計画との関連性についての考え方は次回にお示しさせていただきたいと思います。そのあたりを皆さまでご審議をいただいて、令和6年度にどうやっていこうかということも、お話しできればと思います。

【会 長】議題としては終わりですが、よろしいでしょうか。この場で聞いておきたいことなど、お話ししたいことなどはありますか。他にないようでしたら、本日の議題はすべて終了いたしました。

4 閉会

【会 長】それでは、以上を持ちまして、令和5年度第2回福生市子ども・子育て審議会を閉会いたします。ありがとうございました。